

○作成例 役員就任承諾・誓約書

役員就任承諾・誓約書

設立総会開催日以降
の日付

○年 ○月 ○日

特定非営利活動法人 ○○○○
設立代表者 ○○ ○○ 様

役員変更等届出書に添付する際
は、法人の代表者あてとする

理事、監事全員が提出する。役員本人が住所及び氏
名を直筆で記入しており、市が住基ネットでも本人確
認できる場合は、住民票の写しは提出不要

住所又は居所 ○○市○○町○番○号
氏 名 ○○ ○○

私は、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないこ
とを誓約し、並びに特定非営利活動法人○○○○○の

{ 理事 }
{ 監事 }

に就任することを承諾します。

理事か監事のいずれかを記載。理事長、副理事長は、「理事」と記載

*特定非営利活動促進法

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - (3) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - (4) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (5) 第 43 条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から 2 年を経過しない者
 - (6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
- 第 21 条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

*特定非営利活動促進法施行規則

第 2 条の 2 法第 20 条第 6 号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

- * 1 理事及び監事全員（設立代表者を含む）が提出する。
- 2 正本は登記の際に必要なため、申請時には写しを提出する。
- 3 代表権を有する理事については、その旨記載しておく。